

総 務 第 3 5 2 5 号
令和 5 年 3 月 6 日

公益財団法人広島YMCA 代表者 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 1 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで